

**地方独立行政法人奈良県立病院機構  
職員健康診断等業務（令和8～10年度）委託仕様書**

**1. 契約業務名**

地方独立行政法人奈良県立病院機構職員健康診断等業務（令和8～10年度）委託

**2. 委託業務**

- ・ 労働安全衛生法及び労働安全衛生規則規定に基づく定期健康診断（高齢者の医療の確保に関する法律第20条の規定に基づく特定健康診査を兼ねる）・特定業務従事者健康診断
  - ・ 労働安全衛生法及び労働安全衛生規則規定に基づく雇入健康診断
  - ・ 電離放射線障害防止規則の規定に基づく健康診断業務
  - ・ 有機溶剤中毒予防法・規則に基づく健康診断業務
  - ・ その他、院内感染対策に必要な感染症に係る検査
- 注) これらの健康診断等に関しては、各関連法規に基づき実施すること。  
 また、本契約期間中に関連する法・規則等の改正が行われた場合には、法及び規則等に準じて奈良県立病院機構および対象者所属(以下甲とする)と受諾者(以下乙とする)の協議のもと変更することとする。
- ・ がん検診業務（大腸がん・前立腺がん）

**3. 契約期間**

契約締結日から令和11年3月31日まで

**4. 受診者対象者・受診者数・受診場所**

対象職員は当機構に勤務する正規採用職員・有期雇用職員および当機構に内定した採用予定者を含む。

受診対象者所属及び所在地（住所・所属名称・職員概数）

- ① 奈良市七条西町2丁目897-5
  - 1) 奈良県総合医療センター職員数……………1600名程度
  - 2) 法人本部事務局職員数……………35名前後
- ② 生駒郡三郷町三室1丁目14-16
  - 3) 奈良県西和医療センター職員数……………850名程度
- ③ 生駒郡三郷町三室1丁目14-1
  - 4) 奈良看護大学校職員数……………25名前後
- ④ 磯城郡田原本町大字多722番地
  - 5) 奈良県総合リハビリテーションセンター職員数……………300名程度
- ⑤ 採用予定者
 

中途採用予定数……………正規雇用30名程度  
 次年度4月1日採用予定数……………正規雇用50～100名程度(年度変動あり)  
 その他：各所属有期雇用採用者（研修医・専攻医等医師含む）等有期雇用者80～100名程度

受診場所

	甲の施設 ①②	乙の施設または 乙が設けた県内施設※1	備考
定期健康診断 特定業務従事者健康診断	○	△	甲の施設で受診できなかった職員については、乙の施設または乙が設けた県内施設にて受診のこと。
雇入健康診断	△	○	一部の新規採用者は、健康診断時に受診
※電離放射線障害防止規則の規定に基づく健康診断業務	○	—	定期健康診断時 特定業務従事者健康診断時 雇入健康診断時
※有機溶剤中毒予防法・規則に基づく健康診断業務	○	—	定期健康診断時 特定業務従事者健康診断時
※院内感染対策に必要な感染症に係る検査	○	—	定期健康診断時 特定業務従事者健康診断時 雇入健康診断時
がん検診業務	○		定期健康診断時

※1 乙の施設または乙が設けた県内施設は、各所属より公共交通機関で概ね60～90分程度内で受診できる範囲で設定すること。

## 5. 実施時期・日数および受診者数について……（別紙1）

定期健康診断・特定業務従事者健康診断の実施時期については、原則、別紙1のとおりとする。

- ・ 検診車およびスタッフ等の手配により、安全に実施ができない場合には1～2ヶ月程度前後することはやむを得ないが、概ね6ヶ月程度の間隔で実施すること。
- ・ 各所属において定期健康診断と特定業務従事者健康診断の時期は前後しても問題ないが、原則は特定業務従事者健診を前半に行えるように取り組むこと。
- ・ 対象となる全職員の定期健康診断・特定業務従事者健康診断は、1月中旬までに終えるように日程調整し、2月末までに全員分の結果の提供を終了すること。
- ・ 年間受診者数はあくまでも見込みであり、実際の受診者数を確約するものではないため、実際の受診者数が見込人数を上回った場合、または下回った場合であっても異議を申し立てないこと。
- ・ 感染対策にかかる検査、がん検診については職員の希望等で実施するため、想定される人数の増減については承諾して実施すること。

## 6. 委託業務内容について……（別紙2）

地方独立行政法人奈良県立病院機構職員および採用予定者に対し、次の業務について本仕様書に基づき実施すること。

- (1) 定期健康診断（特定業務従事者健康診断及び特定健康診査を含む）
- (2) 特殊健康診断
  - ・ 電離放射線業務従事者健康診断
  - ・ 特定化学物質関係従事者健康診断：有機溶剤取扱従事者健康診断 等
- (3) 新規採用時の健康診断（雇入健康診断）……（別紙3）
- (4) 院内感染対策に係る検査
  - ・ 結核対策血液検査（インターフェロンγ遊離試験：T-SPOT検査）
  - ・ 小児ウイルス疾患（麻疹・風疹・水痘・ムンプス）抗体検査
  - ・ 肝炎（B型・C型）抗体検査 B型肝炎抗原検査
- (5) 定期健康診断に付随するがん検診 ……（別紙4）
  - ・ 大腸がん検診（便潜血2日法）
  - ・ 前立腺がん検診（PSA）

## 7. 実施及び会場について

- ・ 健康診断の実施会場は前項4のとおり。
- ・ 実施にあたり甲の施設で実施する場合には、事前に各センターの担当者と協議し、健康診断会場となる会議室等の確保、および検診車の駐車位置について打ち合わせること。
- ・ その他、必要に応じ実施会場となる施設の担当者と別途協議すること。

## 8. 検査方法及び留意点

区分	検査方法
健康診断前準備	健康診断当日までに、対象となる職員の問診票等を準備すること。定期健康診断・特定業務従事者健康診断の際の問診票は事前に記入できるよう取り計らうことを原則とする。 ただし、雇い入れ健康診断において、乙の施設で受診する場合はこの限りではなく、当日受診前に問診票の記入時間を確保して実施すること。 問診内容および健康診断結果のすべてについて、奈良県立病院機構の担当者/産業医および加入保険者、および結果の管理において必要な機関へ提供することの同意をとること。
問診 内科診察	主訴・既往歴・業務歴・服薬歴・喫煙歴等、および自覚症状について聴取する。 他覚症状などについて視診・問診に基づき、触診・聴診・打診等による診察を行うこと。 特定健康審査の対象者については、問診または問診票により特定健康診査の問診項目をもれなく実施し内科診察を行うこと。
計測	身長・体重・腹囲・視力については、原則の測定方法を遵守して行うこと。
血圧	原則安静時の血圧とする。必要に応じて複数回の測定を行うこと。 複数回測定した場合は、すべての測定値、または平均値を結果とする。ただし、より安静時に近いと思われる測定値を結果としても差し支えない。

<b>血液検査</b>	原則、受診会場にて清潔操作に基づいて、使い捨て手袋を着用し採血を行うこと。なお、手袋は受診者毎に交換し手指衛生を行うなど、スタンダードプリコーションを徹底すること。採血容器等は乙が準備し、それぞれの検査項目について適切な方法で保管し検査を実施すること。 血管は、神経損傷のリスクの低い血管を選択すること。 穿刺時の過度な痛み、しびれなどについての問診を行い、万が一症状が出現した場合はすぐに抜針し対応すること。 穿刺後に逆血がない場合、針を刺したままで血管を探らないこと。また同一人が2回穿刺しても成功しない場合は、穿刺者を交代するなどの対策を講じること。 常に採血業務に従事するスタッフの技術向上に努めること。
<b>尿検査</b>	検査精度を高めるため、原則として受診会場で採取、もしくは当日に採取した検体を使用すること。なお、採尿容器は乙が準備するものとする。 甲の施設で採尿する場合の採尿カップの廃棄方法について、担当者と打ち合わせし、感染性廃棄物の取り扱いについて確認し、適切に実施すること。
<b>聴 力</b>	選別聴力検査として1000Hz(低音域)4000Hz(高音域)の聴力を左右それぞれ調べること。 正しい検査結果のために防音室で行うことが望ましいが、甲の施設等で実施する場合には、可能な限り静かな状況が確保できる環境で実施すること。
<b>胸部X線検査</b>	正面からのデジタル撮影とすること。 女性の場合は妊娠の有無についての確認を行った上で撮影すること。 読影経験を有する呼吸器内科等の専門医による診断、判定をおこなうこと。 原則、呼吸器に関する学会の指導医・認定医・専門医等を含む複数で判定すること。
<b>心電図検査</b>	安静時十二誘導心電図とすること 1枚（1人）毎に校正波（キャリブレーション）をいれること。 検査時に不整脈等の異常を発見した場合は、記録時間を適宜延長すること。 筋電図・交流雑音・ドリフトは最小限とするように努めること。 検査所見は、経験を有する医師により判定すること。 判定医については、原則、循環器系の指導医・認定医・専門医を有すること。

\* 上記検査を実施するにあたっては、上記以外の一般的な留意事項についても充分注意すること。

## 9. 受診方法について

### (1) 受診者の情報提供について

- 甲は、実施予定の少なくとも3週前迄には受診者概数を、2週間前迄に受診者についての下記基本情報を乙に提供する。  
氏名・職員番号（保険番号）・生年月日・性別・所属および所属内配属先・必要に応じて職種（取り扱う化学薬品、夜勤従事の有無など特殊健康診断に関わる要件に必要）
- 甲は、受診者の基本情報に加え特殊健康診断の項目、および名簿記載者の受診する項目について一覧表等を用いて乙に提供する。申し込みに使用する一覧表については別途協議する。
- 乙は、甲から提供された名簿に基づき、準備をおこなうこと。  
ただし、名簿提供後の追加およびキャンセルについても、順次対応できるように体制を整えること。

### (2) 事前準備

- 乙は実施前に所属担当者と打合せを行い、健康診断会場となる会議室等について下見等を行うこと。
- 打合せや下見の際、検診車の駐車位置や検査機材の搬入方法・経路、所属で準備すべき備品等の借用方法、使用する電源容量について確認をおこなうこと。
- 乙は健康診断に必要な電源・机・椅子などについて原則準備すること。ただし、甲の担当者との打合せにおいて許可があれば、甲の施設・設備について使用することは差し支えない。
- 当日の健康診断の実施体制、検査を担当する乙の職員名、会場の使用方法、健康診断の順番/流れについて、実施する所属担当者に少なくとも2週間前迄に、責任者を明確にした「実施計画書」を提出し実施体制について承認をうけること。
- 実施計画書は、受付の場所・検査機器等の配置・当日の行程(流れ)・検診車の駐車位置(台数)に加え、当日の受診予定者が予定時間内に終了するようタイムスケジュールについても記載すること。
- 健康診断に必要な物品として、受診票※・問診票・検体容器について、所属と相談の上納入すること。  
少なくとも実施日の2週前迄には納入することを原則とする。
- 乙は、受診予定者に向けて、健康診断前の注意点・問診票の記載方法などについて周知できるよう

な資料について、問診票とともに梱包または問診票に添付し納入すること。

- 乙は、甲から提供された名簿を使用し、健康診断に必要な上記の問診票や検体容器等について配属先別に梱包し納入すること。

#### ※受診票について

- 受診票は、受診者情報、問診項目、受診項目を記載できるもので、問診票と兼ねても差し支えない。
- 事前に受診票の受診者情報等を印字し納入する場合には、前述の納入期限にかかわらず、甲が受診者の情報提供を行った後、概ね2週間程度で納入すること。ただし、追加受診者等に関しては、その都度甲乙で協議すること。
- 受診票の作成については、本業務の一環として問診単価に含めること。

### (3) 健康診断当日

#### (実施会場の準備)

- 乙は、健康診断の受付時間に間に合うように、会場及び検査機器等の準備設置をおこなうこと。  
機器の搬入が患者動線と重複する場合には、患者優先を徹底すること。
- 乙は、正確な検査結果が得られるよう、健康診断を開始するまでに検査機器等の動作や校正を確実におこなうこと。

#### (乙の職員について)

- 乙は、当日健康診断に関わる職員の健康状態について確認し、体調不良の職員については交代するなど、職員の体調が万全の体制で業務に従事できるように務めること。
- 乙は、事前に提出したスタッフに変更があった場合は、甲の当日担当者に速やかに伝えること。
- 乙は、本業務に従事する職員に対し、業務に支障の無い見えやすい位置に、乙名および職種名、職員名を明示した名札を着用させること。
- 受診者に対して検査説明等はわかりやすく丁寧におこなう等、接遇マナーを徹底し対応すること。

#### (受付)

- 健康診断当日、甲から提供された名簿を基に受診者名を確認し、問診票・検体等の提出を確認すること。  
当日に問診票の記入漏れ等があった職員について、追記できるスペースを確保し案内すること。
- 受診者名簿に記載されている職員が、受診時間を過ぎても来場していない場合には、予め確認した所属の担当者へ連絡をおこない対応を確認すること。

#### (健康診断中)

- 受診者および検体等の取り間違いがないように、受診者名や検体は名乗らせる等を含めダブルチェックをおこなうこと。
- 受診に伴う案内を明示するなど、受診者の混乱をきたさないように心がけ、必要時は誘導すること。
- 受診計画に基づいた測定・検査順序に従い、円滑に健康診断が実施できるように誘導すること。
- 受診状況や検査等の進行状況において、現場で必要と判断された場合は検査等の順序を入れ替えるなど柔軟に対応し速やかな進行を心がけること。
- 検査等に伴う体調不良者が発生した場合には、速やかに各センター担当者へ報告するとともに、現場にて一時対処を行うこと。必要に応じて医療機関の受診について考慮すること。

#### (健康診断終了後の撤収について)

- 名簿に記載された職員の受診終了後は、担当者に終了と当日の受診者数の報告をおこなうこと。
- 終了後は、速やかに撤収作業を開始し、設営前の状態に復元しておくこと。
- 撤収にあたり借用した机等は、可能な限り清掃・拭き取りをおこなうこと。万が一、血液等の感染性のもので汚染されている場合は、必ず消毒等で感染性を消滅させるよう努めること。
- 撤収作業完了後、担当者へ報告し確認のち退去すること。

#### (廃棄物について)

- 本業務の実施に伴い発生する全ての廃棄物の処理については、廃棄物関連法規を遵守し乙の責任において適正に処分すること。廃棄物には医療廃棄物（採血針・血液の付着した脱脂綿等）を含むものとし、検尿に用いたカップ等の廃棄については事前に所属と相談し処理すること。

### (4) 指定日に受診できなかった職員への対応

健康診断においては、対象職員全員が受診することを原則とし、未受診者がいる場合には甲に積極的

に協力すること。なお、事前に指定した期間中に受診できなかった職員については、次の措置をとること。

- ① 一定数以上の未受診者がある場合には、予備の健康診断日を設定すること。日程日数の決定については、甲乙協議の上決定すること。
- ② 予備の健康診断を実施した場合、また乙の施設で受診した場合においても、受診人数と各項目単価を乗じた費用とし、追加費用は発生させないこと。
- ③ 予備の健康診断日においても、やむを得ない事情等で受診できなかった職員については、乙の施設または乙が設けた県内施設で近日中に受診できるよう準備すること。なお、乙が準備する施設は、各所属より公共交通機関で概ね90分程度内で受診できる範囲で設定すること。
- ④ 予備日を含めた健康診断の実施期間中に受診しなかった職員について、乙の施設または乙が設けた県内施設で受診する場合の受診日時調整は、原則として甲を介して行う。  
必要に応じて対象となる職員と乙が直接行うことができるが、その場合には、速やかに調整日時を乙から甲に報告すること。

#### (5) 障がいを有する職員の受診について

障がいを有する職員が健康診断期間中に受診できるよう、原則として健康診断はバリアフリーとする。

乙は、事前に障がいを有する職員について、甲から情報を得た場合には速やかに体制を整えること。

##### (聴覚障害)

- ・ 健康診断当日は、手話もしくは筆談で対応し必要に応じて介助をおこなうこと。

##### (視覚障害)

- ・ 視覚障害者の通行および白杖使用の妨げにならないよう、会場の物品は整理整頓を心がけること。
- ・ 会場における喧噪を沈め、状況や検査について口頭で説明すること。
- ・ 必要に応じ、ガイドヘルプの基本姿勢で介助・誘導すること。
- ・ 特に検診車等、階段・段差については十分注意をおこなうこと。

##### (肢体不自由)

- ・ 会場の設営は、車椅子使用者が通過できるよう通路の幅を確保すること。

##### <巡回検診車による受診が困難な場合>

万が一、車椅子を使用する職員等で、検診車内への移動および立位不可等により、一部の検査が甲の施設における健康診断で対応できない場合には、別日に乙の施設または乙が設けた県内施設で、次の点について留意し受診させること。

- ①乙の施設等で受診する場合は、原則 健康診断の項目全てを乙の施設等で行うこと。
- ②受診日程は、甲乙協議し決定すること。
- ③受診当日は、障がいを有する職員が単独で受診できるよう、当日の介護体制を充実させること。
- ④受診者が立位不可な場合、臥位等で胸部レントゲン等が実施できるような体制を整えること。
- ⑤受診者が通常、自家用車および介護車等で主たる移動を行っている場合には、乙の施設または乙が設けた県内施設について駐車場所の確保や案内を実施し、受診当日において職員が安全で確実に受診できるよう取り計らうこと。

#### (6) 甲の検査監督権

- ・ 甲は、合理的に必要があると認められる場合、乙の委託業務の遂行に関する調査、監督及び指示並びに作成途中の成果物に関する確認及び指示を行うことができる。
- ・ 本業務において乙の実施体制等が不適切と判断される場合は、甲は乙に対し変更を求めることができる。

##### (その他)

- ・ 本項目に記載の無い場合は、健康診断当日までに甲乙で協議し安全に実施できるよう務めること。

## 10. 健康診断結果の判定

- (1) 乙は、本業務において実施した検査項目ごとの判定を行うほか、これらの判定を基に医師の所見を交えた総合的な判定を行うこと。

- (2) 各健康診断項目及び総合的な判定は、表1の6区分（1：異常なし、2：軽度異常、3：要観察、4：要治療、5：要精密検査、6：治療中）もしくは表2の5区分（1：異常なし、2：軽度異常、3：要観察、4：要医療、5：治療中）で行うものとし、各区分の判定は原則表1または表2の基準とすること。
- (3) 判定の際に、至急精密検査等が必要と認められる場合においては、速やかに受診者および甲に報告すること。なお、具体的な報告方法は別途協議する。
- (4) 結果は、総合判定の標記を原則とするが、項目毎の判定のみを使用し総合判定を用いないとする場合は、各項目の判定基準等の詳細について、事前に甲乙により協議するものとする。
- (5) インターフェロンγ遊離試験の陽性判定者については、結果が判明した時点でできる限り速やかに甲に情報提供を行うこと。

表1【総合判定：6区分】

判定表記	総合判定の基準内容
1：異常なし	この検査の範囲内では <u>異常が無い</u> 場合
2：軽度異常 または日常生活に支障なし	<u>わずかな正常値逸脱</u> や基準から外れている項目があるが、日常生活に支障の無いレベル
3：要観察 または要経過観察	日常生活に注意を要する程度の基準逸脱等があり、再検査を含めて <u>今後経過の観察を必要とする</u> レベル
4：要治療	総合的に判断した結果、 <u>何らかの治療が必要</u> とされたため医療機関の受診が必要なレベル
5：要精密検査	総合的に判断した結果、医療機関の受診による <u>精密検査の実施が必要</u> とされるレベル
6：治療中 または治療継続	今回の結果にかかわらず、現在の <u>治療（通院）を継続</u> して健康管理を必要とするレベル

表2【総合判定：5区分】

判定表記	総合判定の基準内容
1：異常なし	この検査の範囲内では <u>異常が無い</u> 場合
2：軽度異常 または日常生活に支障なし	<u>わずかな正常値逸脱</u> や基準から外れている項目があるが、日常生活に支障の無いレベル
3：要観察 または要経過観察	日常生活に注意を要する程度の基準逸脱等があり、再検査を含めて <u>今後経過の観察を必要とする</u> レベル
4：要医療	総合的に判断した結果、 <u>医療機関の受診により、治療もしくは精密検査が必要とされる</u> レベル
5：治療中 または治療継続	今回の結果にかかわらず、現在の <u>治療（通院）を継続</u> して健康管理を必要とするレベル

## 11. 結果における受診勧奨について

健康診断結果が上記判定のうち6区分の場合は「4」および「5」、5区分の場合は「4」にあたる職員については、健康診断結果と共に対象者の一覧表を添付すること。また、健康管理システムへのデータ提供にあたり、指定する形式（CSV・Excel・XML等）にて対象者一覧を作成すること。

## 12. 健康診断結果について

結果の納付期限：実施日から4週間以内に下記について甲および指定された所属へ納入すること。

### （1）受診者あての個人結果

- ① 職員あての結果については、個人毎に密封し、指定日までに各所属または指定場所へ納入すること。
- ② 前年度の受診歴がある場合には、項目別検査別に前年度の結果または前回受診日を印字すること

と。

## （2）甲あて報告

① 実施後、乙は速やかに検査結果と共に業務完了報告書を甲に提出すること。

② 実施後は速やかに、次のとおり甲あてにデータ(CD-R可)にて提出すること。

甲あてデータについては、健康管理システムに対応する形式(CSV・Excel・XML等)にて作成し、下記データ項目および様式は別途協議する。

ア：受診者全員の結果および判定結果・所見一覧

受診日、所属別、男女別、検査項目別・結果別、問診結果、判定区分別、医師所見、判定医及び所見医等

イ：受診者全員の胸部レントゲン画像データについては、必要時CD-Rで納入すること。

ウ：心電図に異常所見が認められる場合、甲の求めがあれば心電図原本の写しを提供すること。

エ：定期健康診断等の結果において、「要医療」「要精密検査」等に該当した職員の該当項目を明確にした対象者名簿のデータを甲へ提供すること。

オ：大腸がん検診の結果においては、受検者の結果とは別に陽性の結果がでた職員一覧を作成し、甲および指定した部署へ提供すること。

※受診者あての個人結果および甲あての結果報告については、健康管理システムへの移行を前提

に協議するもので、健康管理システムの仕様によっては上記内容の変更があっても異議を申し立てないこと。

## （3）結果の保存

契約期間満了後5年間は、受診者の精密検査及び判定結果を適切に保管し、甲から要請があった場合、乙は甲に対して結果（胸部レントゲンデータ・心電図写し等含）の提供を無償で行うものとする。ただし、保管期限終了後は、甲が指示する方法または情報漏洩のない方法を用いて確實に消去または廃棄すること。

## （4）受診者からの結果提供依頼

受診者の検査結果等の保管期限内に、受診者本人から結果提供の請求があった場合、乙は請求者が受診者本人であることの確認を行ったうえで、甲を経由せず提供することは差し支えない。ただし、この場合の費用や手続きについては、乙と受診者本人の間で協議し、甲はその協議内容について一切関与しない。

## （5）緊急を要する結果

上記にかかわらず、健康診断結果が緊急を要する結果の場合には、納入方法/期限にかかわらず甲及び受診者に対して、早急に結果を報告すると共に受診者には医療機関の受診を強く勧めること。必要に応じて、無償で医療機関宛の紹介状を作成し提供すること。

## （6）加入保険者への提供

- ・ 受診者の加入する保険者から、特定健康診査項目の結果の写しについて要求があった場合には、甲と協議の上、「高齢者の医療の確保に関する法律及び関係法令」に基づき、甲を通さず保険者に提供することについては差し支えない。
- ・ 甲と加入保険者のうち地方職員共済組合奈良県支部は、健康情報提供について交わした覚書があり、この有効期間においては、特定健康診査項目以外についても求めに応じて提供することは差し支えない。この場合の詳細については、地方職員共済組合奈良県支部と調整し実施すること。
- ・ 加入保険者への情報提供は、それぞれの加入保険者と協議のうえおこなうこと。ただし、特定健康診査項目については、国が定める電子的なデータ標準様式(XML)で提供することを原則とする。
- ・ 保険者への提供方法は、個人情報が保護され情報漏洩のない方法を選択し、暗号化するなどのセキュリティ対策を実施すること。
- ・ 保険者への提供に際しては追加費用を発生させないことを原則とするが、その詳細は乙と保険者間で協議し甲は一切関与しない。

### 13. 健康診断の流れについて

- ・ 定期健康診断（特定業務従事者健康診断）等業務の流れ……………別紙5-1
- ・ 採用時健康診断等業務の流れ……………別紙5-2

### 14. 精度管理

乙は、本業務の質の向上を図るため、次の措置をとること。

- (1) 検査結果の正確性を確保するため、機器のメンテナンスを含めた内部精度管理及び外部精度管理を適切に行うこと。
  - ① 検査機器の使用において、安全性・性能の維持・診断の正確性のためのメンテナンスを適切に行うこと。
  - ② 検査機器の定期的な点検を欠かさないこと。
  - ③ 外部精度管理として、日本医師会・日本臨床検査技師会などが実施している外部精度管理事業を定期的に受けていること。
- (2) 臨床検査技師・診療放射線技師を含めたスタッフの知識及び技術の向上を図るため、研修の実施及びスタッフの資格取得・資質向上に努めること。乙は、甲の求めに応じてスタッフが保有する資格について提供すること。
- (3) 検体検査を外部に委託する場合は、委託先に上記事項を実施するよう指示し、その結果等については甲に対し乙が一切の責務を果たすこと。
- (4) 画像診断・組織診断等については、原則、専門医を交えた複数の下記医師により診断すること。  
胸部レントゲン：放射線科医・呼吸器内科医または胸部レントゲン読影経験を積んだ内科医
- (5) 読影および判定に関しては、複数の医師で確認するなどのダブルチェックをおこなうこと。

### 15. 費用の請求

各種健康診断等の支払いについては下記の表のとおりとし、該当する所属別に請求書を作成すること。  
受診職員の所属は「4.」受診対象者の所属とする。

	法人本部事務局宛	職員の所属宛	備考
定期健康診断 電離放射線業務従事者健康診断 有機溶剤取り扱い業務従事者健康診		○	
特定業務従事者健康診断		○	
雇入健康診断(医師以外の正規職員) T-SPOT 検査・C型肝炎検査 含 職種により電離放射線項目 含	○		
雇入健康診断(医師・有期職員等) T-SPOT 検査・C型肝炎検査 含 職種により電離放射線項目 含		○	
感染症対策に係る検査		○	
がん検診(大腸がん)	○		
がん検診 (P S A)		○	
その他、本項目に記載の無い場合はその都度甲乙で協議する。			

- (1) 乙は本業務の結果報告が適切に行われ、検査確認が終了次第速やかに委託料の請求を行うこと。  
請求に関しては、受診者一覧・各職員の受診項目・単価等とともに請求すること。
- (2) 甲は乙からの請求を受領した日から30日以内に、乙に対して委託料を支払うものとする。ただし、月の下旬（概ね20日を過ぎる）に請求を受領した場合の支払いについては翌月末とする。
- (3) 乙は、当初の予定した日程に加え、追加で健康診断を実施する場合や、受診予定者が健康診断等を辞退する場合でもキャンセル料およびその他の費用を請求しない。すでに納品した検体採取容器代や当日のキャンセルに係る費用についても同様である。
- (4) 委託費用の中に、本業務の実施に必要となるスタッフ・検査機材および消耗品・交通費、また機材運搬に係る費用、必要な手続きに要する法定手数料等の一切を含むこと。

## 16. 個人情報の取扱

乙は、受診者情報及び健康診断の個人結果等（以下「個人情報」という。）について、個人情報の保護の重要性を認識し、甲から受託した業務を行うにあたっては個人情報保護法及び契約時に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。契約期間終了後においても同様とする。

健康診断等結果は、個人情報の中でも要配慮個人情報として厳に謹んで取り扱いに注意すべきものである。

## 17. 安全・感染対策について

- (1) 乙は、常に受診者の安全に配慮し、受診者の状況に合わせた対応を行うこと。
- (2) 受診者の取り間違えのないように、診察・検査時等には氏名等の確認を十分に行い、受診結果の取り扱いについても確認を怠らないこと。
- (3) 乙は、乙の職員に対し検査等のリスクについて教育を行い、常に事故防止に努めること。
- (4) 乙は受診者に対し、事前のオリエンテーションを充分に行い、検査前・中・後について受診者が納得のうえ協力して安全に実施できるように取り組むこと。
- (5) 乙は、乙の職員の知識・技術（検査・測定・撮影・採血等）の向上に務め、研修等を定期的に実施すること。
- (6) 乙は、乙の職員に対し定期的に医療安全対策・感染防止対策について教育を行い、常に職員の資質向上に務めること。
- (7) 乙は感染予防対策として、基本的な感染予防対策（スタンダードプリコーション）を徹底し業務にあたること。また、業務を行うにあたり、職員および受診者が触れる機器の消毒等をその都度実施すること。
- (8) 本業務において、医療事故や不測の事態、体調不良者が生じた場合には、速やかに救急処置を含めた事態の収拾を行うと共に、その詳細を甲に報告すること。
- (9) 万一、本健康診断に伴う事故が発生した場合、その収拾に関する費用および再検査・治療費は乙の負担とする（甲または受診者にあきらかな過失がある場合を除く）。乙は、速やかに事故の原因を調査し書面をもって事故に関する報告書を正確に作成し、速やかに甲に報告すること。

## 18. 健康管理システムとの連携

甲が健康管理のシステム等を導入した場合においては、以下の点について、甲乙で協議するものとする。場合により健康管理システム導入業者の担当者を含めた協議を行う場合がある。

- (1) データ形式  
健康管理結果の提供について、健康管理システム導入に伴い電子データ（CSV・Excel・XML等）の指定をする場合があるので対応すること。
- (2) データ項目  
健康管理システムとの連携に伴い、本仕様書記載の受診者情報・検査結果について追加、変更および削除、また検査結果の表現について変更等が必要になった場合には、甲乙協議の上対応すること。
- (3) データ連携  
健康管理システムの仕様によっては、健康診断結果データについて甲を介さず直接健康管理システムへ提供を依頼する場合がある。ただし、この場合は事前に甲乙協議のうえ、個人情報保護を重要視し、必要な最低限の情報を過不足なく提供できること。
- (4) 健康診断結果の活用  
健康診断結果は、受診勧奨、保健指導などに健康管理システムを通じた活用を行うため、乙が収集した情報についてもれなく詳細に提供すること。
- (5) 乙は、健康管理システムとの連携に必要な技術やノウハウがある人材または、それに準じた知識を有する職員により、健康管理システムとの連携をスムーズに行えるよう尽力すること。
- (6) 健康管理システムの導入にかかる詳細は、現時点では未定のため、健康管理システムの仕様によっては、本仕様書の結果提供について、上記（1）～（3）に迅速に対応し変更および調整することを承諾すること。またこれらの仕様変更については、原則乙は無償で対応すること。

## 19. その他

- (1) 乙は、委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。  
委託業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を受けなければならぬ。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上で決定するものとする。
- (3) 実施にあたっては、医師法・医療法・労働安全衛生法・労働安全衛生規則・電離放射線障害防止規則・有機溶剤中毒予防法/規則およびその他の関連法規を遵守して行うこと。
- (4) (3) を含む各種法改正に伴い、本契約内容を変更する場合がある。

## 別紙1

## 職員健康診断等実施日程および受診数について

## 1. 定期健康診断

対象所属	実施場所	実施時期	日数	受診予定数
総合医療センター	総合医療センター	12月～1月 ※健診結果が3月はじめに納品できること ※特定業務従事者健康診断から概ね6か月後に実施すること	6日程度	1,200
法人本部事務局			3日程度	500
西和医療センター			半日～1日を 3回程度	150
看護大学校				
リハビリテーションセンター	リハビリテーションセンター			

## 2. 特定業務従事者健康診断（夜間業務従事者、特定化学物質関係従事者健康診断等）

対象所属	実施場所	実施時期	日数	受診予定数
総合医療センター	総合医療センター	6月～7月 ※7月末日までには完了すること ※定期健康診断から概ね6ヶ月程度で実施すること	4日程度	850
法人本部事務局			2～3日程度	300
西和医療センター			半日～1日を 2～3回程度	100
看護大学校				
リハビリテーションセンター	リハビリテーションセンター			

【注意】 上記「1」と「2」の実施時期は、所属により実施時期が入れ替わる場合がある。

## 3. 電離放射線従事者健康診断・有機溶剤等健康診断

対象所属	実施場所	実施時期	電離予定数	有機溶剤予定数
総合医療センター	総合医療センター	上記1. 2. と同時に実施する	300	50
西和医療センター			200	20
リハビリテーションセンター			50	5

## 4. 雇い入れ健康診断

雇用形態	実施場所	実施時期	受診予定数
正規雇用(年度途中採用)	原則 乙の施設または乙が設けた県内施設	採用前後 (随時)	30程度
正規雇用(4月採用)	原則 乙の施設または乙が設けた県内施設	1月末から2月初め	50～100
有期雇用 (所属採用)	原則 乙の施設または乙が設けた県内施設	採用前後 (随時)	80～100
有期雇用 (原則 4月採用の専攻医・研修医)	原則 乙の施設または乙が設けた県内施設	1月末から3月 (要調整)	

※ 【実施場所】 4月入職者が一定数を超える場合は、甲の施設で実施することについて調整することもある。ただしその場合でも追加費用は発生しない。

【注意】 採用数は現時点での想定であり、様々な要因により採用数の増減がある。その場合でも異議を申し立てること無く対応できるよう取り組むこと。

## 5. 感染対策にかかる検査

対象所属	実施時期	小児ウイルス疾患 (定量 : EIA)	B型肝炎	C型肝炎	インターフェロンγ遊離試験
		麻疹・風疹 (HIでも可) ・水痘・ムンプス	抗原・抗体【定量】	抗体	T-SPOT
総合医療センター	上記1. 2. と同時に実施	55	55	55	55
西和医療センター		30	30	30	30
リハビリテーションセンター		15	15	15	15
看護大学校		0	0	0	0
法人本部事務局		10	0	0	10

## 6. がん検診

対象所属	実施時期	前立腺 (PSA)	大腸がん
総合医療センター	上記1. 2. と同時に実施	70	120
西和医療センター		50	70
リハビリテーションセンター		25	20
看護大学校		5	5
法人本部事務局			

別紙2 委託業務内容について

項目		定期健康診断		特定業務従事者健康診断		雇入健康診断	
		~34歳 36~39歳	35歳 40歳以上	~34歳 36~39歳	35歳 40歳以上		
問診	既往歴・喫煙歴・服薬歴・業務歴など 特定健康診査の問診項目含(40歳以上)	○	○	○	○	○	
内科診察	自覚症状・他覚症状および視診・問診に基づいた聴診・触診・打診等による診察	○	○	○	○	○	
身体計測	身長 <sup>※1</sup> ・体重・腹囲 <sup>※1</sup> ・視力・(B M I )	○	○	○	○	○	※1 一定の条件で省略可
聴力検査	オージオメータ 1000hz 4000hz	○	○	○	○	○	
尿検査	糖・蛋白・潜血・ウロビリノーゲン	○	○	○	○	○	
血圧測定		○	○	○	○	○	
心電図検査	安静時十二誘導心電図	○	○	○	○	○	
血液検査	赤血球・白血球・Hb・Ht・血小板 GOT・GPT・γ-GTP 総コレステロール・HDL-C・LDL-C・中性脂肪 血糖・HbA1c クレアチニン・e-GFR	○	○	○	○	○	
胸部レントゲン		○	○	※2	※2	○	※2 定期健康診断等で受検していない職員のみ実施(年1回のみ)
電離放射線業務従事者健康診断	被ばく歴の有無の調査及びその評価 必要時：皮膚の検査 白血球および白血球(百分率)・赤血球・Hb・Ht	●	●	●	●	●	
有機溶剤取扱業務従事者健康診断	業務歴・有機溶剤による健康障害の既往歴・自覚症状および他覚症状の既往・異常所見の既往の有無 問診等(頭重/頭痛/めまい/恶心/嘔吐/食欲不振/腹痛・体重減少・心悸亢進・不眠・不安・焦燥感・集中力の低下・振戦・上気道または眼の刺激症状・皮膚または粘膜の異常・四肢末端部の疼痛・知覚異常・握力の減退・膝蓋腱/アキレス腱反射異常・視力低下・その他) 握力 尿蛋白・尿中代謝物(尿中メチル馬尿酸) 作業条件の調整・貧血検査・肝機能検査・腎機能検査・神経学的検査	●	●	●	●		取り扱う有機溶剤の種類により、必要な項目については必ずもれのないように実施すること。 キシレン：尿中メチル馬尿酸 ※3 医師が必要と判断した場合に実施
院内感染対策に係る検査	麻疹・風疹・水痘・ムンプス 【定量検査・EIA法(風疹はHI法でも可)】 B型肝炎抗原 B型肝炎抗体(定量) C型肝炎抗体 T-SPOT検査	△	△	△	△		※C型肝炎抗体は原則雇い入れ健診時のみ
がん検診	前立腺がん(PSA検査) 大腸がん(便潜血2日法)		△		△		50歳以上のみ 30歳以上のみ

○ 必須項目 ○ 医師の判断で省略できる項目 ● 職種による必須項目 △ 希望者

## 別紙3

### 新規採用時(雇入)の健康診断

#### 1 受診対象

受診対象は、次の採用予定者または新規採用者とする

- A. 当該年度中に法人が雇用する中途採用職員及び次年度4月1日付け新規採用職員
- B. 各センターにおいて雇用する医師・専攻医・研修医および有期雇用者等

#### 2 受診予定人数及び実施日時

委託業務における受診予定人数及び実施時期は次のとおりとする。

ただし、受診予定人数は見込みのため、実際の受診者数を確約するものではない。また、職員の入職時期等により、受診予定人数及び実施時期は変動する可能性がある。

乙は受診者の追加およびキャンセルについても随時対応するものとする。なお、日程の追加時期・方法については別途協議する

##### **<A> 当該年度中に法人が雇用する中途採用職員及び次年度4月1日付け新規採用職員**

- ① 年度途中採用予定人数……………30名程度  
実施日：原則、採用月の前々月に実施することとし、日時は甲乙で協議のうえ決定する。
- ② 4月1日付け新規採用予定人数……………50～100名程度  
実施日：原則、3月中に結果を甲に提供できるように、1月中～下旬及び2月にかけて、3日以上の日程を確保すること。連続する日でなくても可能とする。  
実施時間：T-SPOT検査などの各検査等が滞りなく行える時間枠を確保すること。

##### **<B> 各センターにおいて雇用する医師・専攻医・研修医および有期雇用者等**

- 各所属における採用日の2ヶ月前後で実施……………80～100名程度  
実施日時は、甲乙で協議のうえ決定する。

#### 3 受診者の情報提供について

##### (1) 受診者の基本情報の提供

甲は、原則として実施日程の約2週間前までに、受診者の基本情報を電子データ(Excel)にて乙に提供する。提供する内容は、氏名(フリガナ)、生年月日、職種、性別、採用予定日および電離検査の必要性についても提供する。配属予定先については決定している場合のみ提供する。

内定の状況により直前の情報提供であっても、甲乙協議の上可能な限り対応に務めること。

#### 4 実施日時及び会場

実施会場は、原則、乙の施設または乙が設けた県内施設において実施するものとし、実施日程等は甲と乙で別途協議のうえ、決定するものとする。ただし、同時期の採用者数が多いなどの場合には、甲乙協議の上で甲の施設で実施することを禁じるものではない。ただし、この場合においても追加費用は発生しないものとする。

## 5 検査項目（法定項目の省略不可）

- 採用時の健康診断項目は、法令に定められた項目を含む(1)～(9)、および(10)(11)の項目とし、職種により(12)の項目を追加する。
- 採用者が40歳以上の場合には、(1)の問診に特定健康診査に係る項目を含む。
- 根拠法令の改正等の場合を含み、検査項目を追加（または削除）する必要が生じた場合には、甲乙で協議し決定する。

(1) 問診（既往歴・業務歴・服薬歴・喫煙歴、自覚症状及び他覚症状の有無など） 採用者が40歳以上の場合は、特定健康診査に係る問診項目を必須とする
(2) 身体測定（身長、体重、腹囲、視力、BMI）
(3) 内科診察（視診・聴診・触診、必要に応じ打診などを含む）
(4) 血圧測定
(5) 尿検査（糖、蛋白、ウロビリノーゲン、潜血）
(6) 聴力（オージオメーター1000Hz、4000Hz）
(7) 心電図検査
(8) 血液検査 赤血球数・白血球数・血色素量・ヘマトクリット・血小板数 GOT・GPT・γ-GTP 総コレステロール・中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール 血糖・ヘモグロビンA1c 血清クレアチニン・e-GFR
(9) 胸部エックス線検査
(10) インターフェロンγ遊離試験（T-SPOT）
(11) C型肝炎抗体
(12) 電離放射線検査（対象となる職種で採用した場合追加）

## 6 結果の取り扱い

- 健診結果の甲への納品は、CSVまたはExcel等指定のデータとし、採用者本人へは乙の様式において個別に送付すること（または指定の部署にまとめて送付すること）
- 必要時には下記の検査について、下記の方法において提供することがある。
  - 胸部レントゲン：CD-Rにて画像を納品する。
  - 心電図：原本または原本の複写を提供する。なお、複写を提供する際は、波形の再現性が保たれ、心電計用紙の方眼が消えていないなど、その後の診断に影響がないこと。
- 判定基準において医師の意見書を必要とする区分の採用予定者（6区分の場合3・4・5・6、5区分の場合3・4・5）の一覧表を作成すること。
- その他結果の取り扱いについては、定期健康診断の結果の提供に準じて実施すること。
- 健康管理システムの導入に伴い、必要に応じて甲乙で調整・連携すること。

## 7 抗体検査等について

抗体検査（麻疹・風疹・水痘・ムンプス・B型肝炎）インターフェロンγ遊離試験（主にT-SPOT）については、甲から求めがあった場合に採用時健康診断にあわせて実施すること。

## 8 その他

その他、本仕様書に記載のない項目については、甲乙協議のうえ決定すること。

#### 別紙4 定期健康診断に付随するがん検診

がん検診は、健康診断の付加健診と位置づけており、定期健康診断の充実、およびがん対策における環境整備の一環としておこなうもの。

検診種別	日程	受診想定数	備 考
大腸がん検診	健康診断時持参	215名	30歳以上希望者 定期健康診断時に提出(または郵送)
前立腺がん(PSA)	健康診断時実施	150名	50歳以上の希望する男性 定期健康診断等の採血時に実施

#### 受診対象者

- 希望する職員に実施する。  
受診人数はあくまでも現時点での予測に過ぎず、増減について異議を申し立てないこと。
- 甲は、大腸がん検診の受診者について定期健康診断受診者名簿とともに提供、または受診者名簿を別に提供する。
- 甲は、P S A検査を受ける職員名について、定期健康診断受診者名簿とともに提供する。

#### 結果の取り扱い

- ① 大腸がん検診結果は、甲または甲が指定する部署へ報告すること。
- ② 大腸がん検診の結果、医療機関の受診を必要とする結果を示した職員について一覧表を作成すること。
- ③ P S Aの結果については、健診結果と同様の扱いとし一覧表の作成は不要。

#### ● 大腸がん検診

便潜血反応検査：便中ヘモグロビン検査

自己採取2日法：採便容器・採便シート（以下検査キット）2回分により行う。

#### 業務内容

##### (1) 検査キットの準備及び発送

甲が提供するデータをもとに、乙は検査キットを各所属の担当係へ届けること。ただし、採便する期間を考慮し、健診日に検体を提出できるように事前に指定部門へ提供すること。

##### (2) 検体の採取・保管・送付

- ① 乙は、検体採取の方法について書面等を用いて正しい検体採取・保管が行えるように甲の職員に周知すること。
- ② 検体採取が健康診断に間に合わなかった場合、または職員が指定日に持参できない場合には、後日提出日を設け検体の受領に訪れること。もしくは、温度管理などの保管方法、採取から持参日までの注意点について書面等で説明を行ったのち、郵送による検体の受領ができるよう返信用封筒等を配付すること。
- ③ 上記②において、受診者が検体の返送をする場合には、検体の特殊性を考慮し、送付先の誤記等による到着の遅延・誤配を可能な限り予防するようあらかじめ返信先の住所を記載した封筒などを使用すること。

##### (3) 提出された検体に対する検査

- ① 乙は、提出時の検体と職員氏名を確認し、取り間違いないように確認し受け取ること。
- ② 乙は提出された検体の管理を適正に取り扱い、便中ヘモグロビン検査分析装置を使用するなど、ヘモグロビンの検出について適切な方法を用いて検査を実施すること。
- ③ 乙は、検査で得られた結果を、取り間違い等のないよう確実に処理し報告すること。

#### ● 前立腺がん (P S A)

定期健康診断の採血時に実施すること。

結果は、定期健康診断に準じた取り扱いとし、所属に提供すること(法人本部への報告は不要)。

**別紙5-1 定期健康診断（特定業務従事者健康診断）等業務の流れ**



別紙5-2① 採用時健康診断等業務の流れ

中途採用者の場合

	甲	乙
内定	受診概数を乙に報告	受診票の作成
	受診者的基本情報を乙に情報提供	検尿容器等の準備と提供
2週間前迄	内定者と受診日の調整	甲と受診日程の調整

健康診断 原則乙の施設で受診

健診当日

受診者確認 受診票記入

欠席者等の確認・報告

欠席等で受診できなかった職員対応 後日受診日の調整

4週間後迄

結果受領  
(隨時)

健康診断	甲あて、判定基準に基づいた全ての健診結果の提供 (指定したデータ)	
	受診者宛結果郵送 (乙の任意の様式)	
	受診勧奨が必要となる採用予定者の一覧表	
感染症にかかる検査	インターフェロン γ遊離試験結果	T-SPOT陽性者の報告

※ 緊急を要する検査結果については、上記にかかわらず速やかに報告すること

健診後適宜

健康管理システムとの連携

- ① データ取り込み
- ② 有所見者の抽出
- ③ 有所見者への就業判定
- ④ 要医療者の確認
- ⑤ 要医療者等へ受診勧奨
- ⑥ ⑤の職員からの受診報告

業務完了書の報告 費用請求 (隨時)

加入保険者に対しXMLによりデータ提供

結果の保存 (5年間)

必要時 甲の求めに応じて随时結果提供

別紙5-2② 採用時健康診断等業務の流れ

**4月1日採用者の場合**

